

新烏尾公園遊歩道管理業務仕様書

1. 委託物件の場所及び名称

(1) 場所

新烏尾ため池付近（別添資料参照）

(2) 名称

新烏尾公園遊歩道

2. 管理業務内容

(1) 草刈（機械除草）【履行期間中3回】

(2) 除草剤の散布【履行期間中3回】

(3) 日常の見回り【履行期間中50回】

3. 方法等

(1) 草刈（機械除草）について

地図に示した範囲を機械除草（肩掛式）により実施すること。刈った草等はできる限り速やかに遊歩道脇に除き、遊歩道を安全に利用できる状態を保つこと。草刈作業は履行期間中に3回行い、その実施時期は6月、8月、10月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。尚、各種草刈道具等については請負業者にて準備すること。

(2) 除草剤の散布について

遊歩道及び遊歩道から左右50cmを目安に除草剤を散布すること。散布作業は履行期間中に3回行い、その実施時期は5月、7月、9月頃を予定しているが、着手時期の詳細については地域振興課の指示に従うこと。尚、各種除草剤散布道具等及び除草剤については請負業者にて準備すること。

(3) 日常の見回りについて

通年で遊歩道を利用できるように見回りを行う。その際、倒木や落ち葉などがあれば除去し、歩行者にかかる枝木などがあれば伐採し、遊歩道を安全に利用できる状態を保つこと。履行期間中に50回行い、週1回～2回を目安に随時見回りをする事。

4. 安全対策

(1) 作業範囲が事前に安全であるかの点検を行い、事故の防止に努めるものとする。

(2) 作業時の石跳ね等など、第三者及び隣接する家屋及び車両等に当たらないように十分に注意を行うこと。損傷を与えた場合は請負業者の負担で対応すること。

(3) 作業するにあたり、周辺の住民、通行者等への安全に十分に配慮すること。

(4) 請負業者においては、それぞれで保険に加入すること。作業中に起きた事故等につい

ては、すべて請負業者において対応すること。

5. 提出書類

契約書

着手届

完成届

施工写真（着手前、作業途中、完了後、その他）

業務日誌（日常の見回りに関する記録）

請求書

6. 履行期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日

7. その他

本仕様に定めのない事項については、契約書または協議のうえ定めるものとする。